



「特定電気通信による情報の流通によって発生する 権利侵害等への対処に関する法律」 (情報流通プラットフォーム対処法) の概要

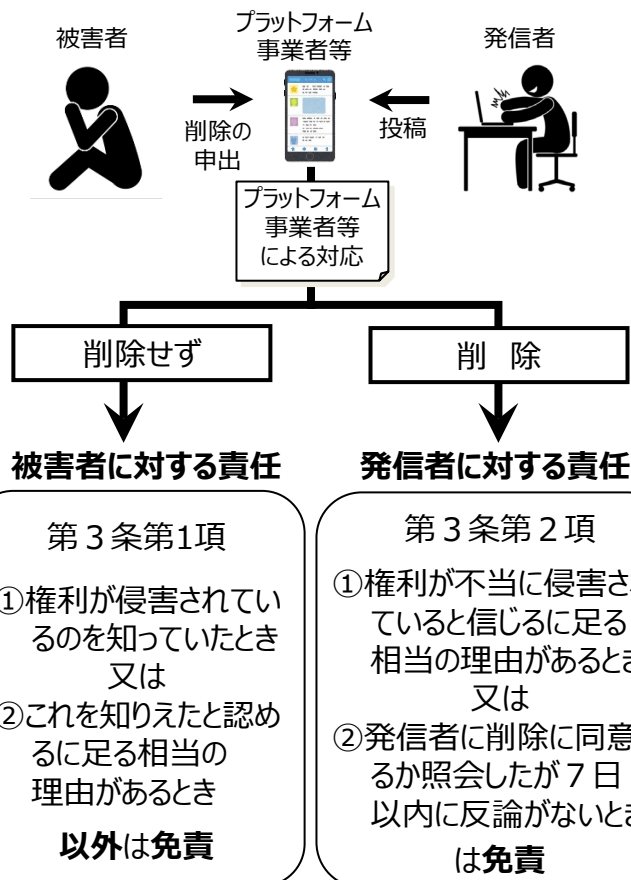
令和 7 年 5 月
総 務 省

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」と発信者の「表現の自由」**という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようするための法制度を整備するもの。

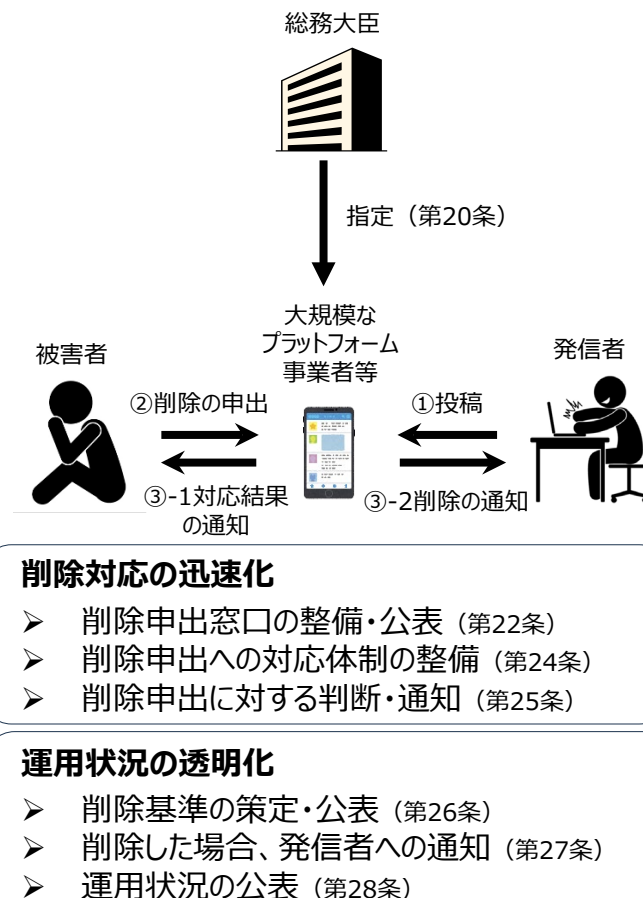
①プラットフォーム事業者等の 免責要件の明確化



②発信者情報の開示



③大規模なプラットフォーム事業者等の義務



令和6年プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者^{※1}に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律^{※2}の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行日

令和7年4月1日（火）

情報流通プラットフォーム対処法の施行に係る省令・ガイドラインの策定

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たり、下記**省令・ガイドライン**を策定（令和7年3月11日公表）。

① 省令

- ・ 「大規模特定電気通信役務提供者」の指定要件（平均月間発信者数1000万人 等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知までの「一定期間」の明確化（7日間）
- ・ 運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目
 - 権利侵害情報の削除申出に対して一定期間内に削除する旨の通知をした件数、削除しない旨及びその理由の通知をした件数
 - 利用者や公的機関からの通報等を受けて削除した件数及び削除しなかった件数
 - AIを用いた削除件数・アカウント停止件数
 - 日本語を理解するコンテンツモデレーターの数、人的・技術的体制についての説明等を規定。

② 法律の解釈を示したガイドライン

「申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと」の解釈、「侵害情報調査専門員」の具体的な要件等を記載。

③ 違法情報ガイドライン

どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化。また、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示。

(参考) 違法情報ガイドライン

情報流通プラットフォーム対処法第26条第1項第2号に定める「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合」を例示することにより、

- **どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、**
- **大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置の実施に関する基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示する。**
- あわせて、第28条に基づく運用状況の公表に当たり、可能な限り、**申出の受付件数等をガイドラインの分類に基づいて区分**することを求める。

1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合（権利侵害情報）

1-1. 対象となる権利・利益

- ・ 名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏、肖像権、氏名権、パブリシティ権、著作権及び著作隣接権、商標権、営業上の利益について、どのような場合に各権利・利益の侵害が成立するかを明確化し、関連する裁判例もあわせて掲載する。

1-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- ・ 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合として、「人格権侵害その他法令の規定に基づく差止請求」及び「条理上の義務があると認められる場合」を規定する。

2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合（法令違反情報）

2-1. 対象となる情報

- ・ わいせつ関係、薬物関係、振り込め詐欺関係、犯罪実行者の募集関係、金融業関係、消費者取引における表示関係、銃刀法関係、その他の区分に基づき、関係法令を分類するとともに、どのような情報を流通させることが各法令に違反するのかを具体的に示す。

2-2. 情報の送信を防止する義務が生ずる場合

- ・ 大規模特定電気通信役務提供者に送信防止措置を講ずる義務が生ずる場合を規定する。